#### 高岡市新規就農者経営支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内で農業経営を開始する者(以下「新規就農者等」という。) に対して、初期投資に係る負担を軽減することにより、新規就農者等の経営の早期 安定化を図るため、高岡市新規就農者経営支援事業費補助金の交付について、高岡 市補助金等交付規則(平成17年高岡市規則第32号。以下「規則」という。)に定 めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

- 第2条 市長は、予算の範囲内において、次条に規定する者に補助金を交付する。 (交付対象者)
- 第3条 交付対象者は、次の各号に掲げる要件のすべてに該当する者とする。ただし、 夫婦等複数の者が共同で経営を行う場合は、そのうちいずれか一名にのみ交付する ものとする。
  - (1) 満年齢が50歳以上60歳未満で農業経営を開始した者であること。
    - ア 農業経営の開始日は、本人名義の取引を開始した日とする。
    - イ 年齢は、農業経営を開始した日の属する年度(以下「経営開始年度」という。) の4月1日現在の満年齢によるものとする。
  - (2) 適切な営農計画を有し、将来に渡る営農の継続が認められる者であること。
  - (3) 高岡市内に在住していること。
  - (4) 過去に本事業及び同種の補助金等の交付を受けていないこと。 (交付対象経費)
- 第4条 交付の対象は、種苗、土壌改良剤、肥料、農薬等の資材取得に係る経費(以下「交付対象経費」という。)とする。なお、取得する資材の種類、内容及び数量については、営農計画に基づく経営規模に見合ったものでなくてはならない。
- (補助金の交付額) 第5条 補助金の交付額は、交付対象経費に2分の1に乗じて得た額(千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。)と、100,000円とのいずれか低い方の額とす

(事業対象期間)

る。

第6条 事業の対象期間は、経営開始年度の3月31日までとする。

(補助金の交付申請)

- 第7条 補助金の交付を申請する者は、高岡市新規就農者経営支援事業費補助金交付申請書(様式第1号)を市長が定める期日までに市長に提出しなければならない。 (補助金の交付決定)
- 第8条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地 調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付を決定する ものとする。

(決定の通知)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、高岡市新規就農

者経営支援事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により、交付申請者に通知する。

(概算払)

- 第10条 前条の規定による通知を受けた者(以下「交付事業者」という。)は、当該 通知の金額の範囲内で、概算払により補助金を請求することができる。
- 2 前項の概算払を受けようとする交付事業者は、高岡市新規就農者経営支援事業費補助金概算払請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。 (補助金の交付)
- 第11条 市長は、前条第1項の規定により請求書の提出を受けた場合において、これを審査し、適当であると認めるときは、交付事業者に対して請求のあった日から起算して30日以内に当該請求額を交付するものとする。

(交付対象事業の変更に係る承認の申請等)

第12条 交付事業者は、補助金に係る事業の内容又は補助金額を変更しようとするときは、高岡市新規就農者経営支援事業費補助金変更承認申請書(様式第4号)に、市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、市長が当該変更を軽微な変更と認めるときは、この限りでない。

(軽微な変更)

#### 第13条

前条の規定による軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業を中止又は廃止すること。
- (2) 全体事業費の20パーセント以上の変更をすること。

(実績報告)

第14条 交付事業者は、事業が完了した日から起算して30日以内又は当該年度の3月 31日のいずれか早い期日までに、高岡市新規就農者経営支援事業費補助金実績報告 書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

- 第15条 市長は、前条の実績報告書の提出があった場合、その内容を審査し、又は必要に応じて行う現地調査等の結果、補助金に係る事業が適切に実施されたと認めるときは、高岡市新規就農者経営支援事業費補助金確定通知書(様式第6号)により補助金の額を確定するものとする。
- 2 市長は、当該補助金の概算払を行った場合にあっては、前項により確定した補助 金の額をもって当該補助金の精算を行い、不足があるときはその請求及び交付につ いては第10条の規定を準用し、過払いがあるときは速やかにその額を戻入させるも のとする。

(関係書類の整備等)

第16条 交付事業者は、交付対象事業の施行状況及び経費の収支に関する帳簿その他 関係書類(市長が別に指示する書類を含む。以下同じ。)を整備し、当該交付対象 事業の完了した日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保管 しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し等)

第17条 市長は、規則第17条に基づき、交付対象事業に係る補助金の交付の決定の全

部又は一部を取り消すことができる。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該 取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、交付事業者に対し 期限を定めてその返還を命ずるものとする。
- 3 前2項の規定は、第15条の規定による補助金の確定があった後においても適用する。

(報告、検査及び指示)

第18条 市長は、必要があると認めるときは、交付事業者に対し質問をし、報告を求め、若しくは交付対象事業の施行上必要な指示をし、又は第16条の帳簿その他関係 書類について検査をすることができる。

(補助金の流用の禁止)

第19条 交付事業者は、交付を受けた補助金を他の用途に流用してはならない。 (その他)

第20条 この要綱の運用に関し必要な事項は、その都度市長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この交付要綱は、平成27年2月1日から施行する。 (要綱の失効)
- 2 この交付要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 前項の規定にかかわらず、この要綱の失効前に補助金の交付決定を受けた者にか かる規定は、この要綱の失効後も、なお効力を有する。

附則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

年 月 日

高岡市長 あて

申請者住所 氏名又は代表者氏名

年度高岡市新規就農者経営支援事業費補助金交付申請書

年度高岡市新規就農者経営支援事業費補助金の交付を受けたいので、高岡市新規就 農者経営支援事業費補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり申請します。

記

- 1 交付申請額 金 円
- 2 事業計画内容 別紙のとおり
- 3 事業の完了年月日(予定) 年 月 日

## 別紙

購入予定品目	費用	補助申請額	備考
合 計	円	円	

# 添付資料

- ・ 営農計画書又は青年等就農計画
- ・本人名義で農作物を取引していることが確認できるもの(出荷伝票、請求書等)※※農業経営開始日の確認を行います。最も早い日付のものを提出ください。

交付事業者住所 氏名又は代表者氏名 様

#### 年度高岡市新規就農者経営支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度高岡市新規就農者経営支援事業費補助 金については、高岡市新規就農者経営支援事業費補助金交付要綱第9条の規定により、交 付することに決定したので通知します。

年 月 日

高岡市長印

- 1 補助金の額 金 円
- 2 補助金等の交付条件
  - ・この補助金を受ける新規就農者等は、高岡市補助金等交付規則及び高岡市新規就農者 経営支援事業費補助金交付要綱に従わなければならない。
  - ・補助金に係る事業の内容又は補助金額の変更を行う場合は、市長の承認を受けなけれ ばならない。
  - ・補助金の交付を中止し、又は廃止する場合は、市長に報告してその指示に従い、補助 金の返還等を行わなければならない。
  - ・補助金を受けた者は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を、補助金の受領年度の翌年から起算して5年間保管しなければならない。
  - ・上記の条件に違反した場合は、この補助金の全部又は一部の返還を命じることがある。

高岡市長 あて

交付事業者住所 氏名又は代表者氏名

## 年度高岡市新規就農者経営支援事業費補助金(概算払)請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった 年度 高岡市新規就農者経営支援事業費補助金を(概算払により)交付されたく、次のとおり請求します。

## 請求額 金 円

振	金融機関名及び 本・支店名	銀行·信用金庫 本·支店·出張所	・信用組合・農協
込	預金の種類及び 口座番号	普 通 口座番号 当 座	
先	フリガナ		
	口座名義人		

高岡市長 あて

交付事業者住所 氏名又は代表者氏名

## 年度高岡市新規就農者経営支援事業費補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった 年度高岡市新規就農者経営支援事業費補助金について、次のとおり交付事業等を変更したいので、高岡市新規就農者経営支援事業費補助金交付要綱第12条の規定により申請します。

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由
- 3 変更予定年月日 年 月 日
- 4 添付書類

高岡市長 あて

交付事業者住所 氏名又は代表者氏名

## 年度高岡市新規就農者経営支援事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった 年度高岡市新規就農者経営支援事業費補助金に係る事業について、事業が完了したので、高岡市新規就農者経営支援事業費補助金交付要綱第14条の規定により、次のとおり報告します。

記

1 事業の完了年月日 年 月 日

2 補助金の交付決定額 金 円

3 事業実績

購入品目	費用	補助金額	備考
合 計	円	円	

#### 4 添付書類

・購入品目の明細がわかるもの(納品書及び請求書)

交付事業者住所 氏名又は代表者氏名 様

## 年度高岡市新規就農者経営支援事業費補助金確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した 年度高岡市新規就農者経営支援事業費補助金については、 年 月 日付け実績報告に基づき審査した結果、次のとおり補助金の額を確定したので、高岡市新規就農者経営支援事業費補助金交付要綱第15条第1項の規定により通知します。

年 月 日

			高岡市長	印
1	補助金の確定額	金	円	
2	補助金の決定通知済額	金	円	
3	補助金の追加交付額 (又は要返納額)	金	円	